

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成21年3月31日京都市条例第89号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

有料公園施設を使用する場合の使用料の適正化を図るため、次のとおり、その限度額を改定するとともに、温水シャワー設備について1時間を単位とする使用料を定めることとしました。

1 使用料の限度額の改定

区 分		使用単位	単位期間	使用料	
				現 行	改正後
球 技 場	休 日 等	1 面	1 時 間	2,600 ^円	3,000 ^円
	テニスコート			1,700	1,800
そ の 他	1,300			1,400	
夜 間 照 明 設 備		1 面 分		500	2,000

備考 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する
休日をいいます。

2 温水シャワー設備の1時間を単位とする使用料の設定

区 分	使用単位	単位期間	使用料
温 水 シ ャ ワ ー 設 備	1 室	1 時 間	1,500 円

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の
施行前においても行うことができることとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 89 号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

「
別表3中

球 技 場

 |

2,600

 を
」

「

球 技 場

 |

3,000

 に、
」

「

テニスコート

 |

1,700	1,300
-------	-------

 を
」

「

テニスコート

 |

1,800	1,400
-------	-------

 に、
」

「

1 日	4,500
-----	-------

 を

1 日	4,500
1 時間	1,500

 に、
」

「

	500
--	-----

 を

	2,000
--	-------

 に改
」

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)